

○ 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第 21 条関係)

令和 8 年 7 月 30 日公表

特定事業主名：八戸圏域水道企業団

I. 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.6 %
全ての職員	77.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	94.2 %
本庁係長相当職	92.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	96.2 %
31～35 年	— %
26～30 年	91.5 %
21～25 年	92.4 %
16～20 年	102.8 %
11～15 年	89.9 %
6～10 年	92.8 %
1～5 年	102.1 %

※ (1) の役職段階別の表中、「本庁部局長・次長相当職」と「本庁課長相当職」の女性職員がいないことから、当該男女の給与の差異欄を「—」としている。

※ (2) の勤続年数別の表中、「31～35 年」の女性職員がいないことから、当該男女の給与の差異欄を「—」としている。

II. 採用した職員に占める女性職員の割合

年度	採用者数	うち女性	女性の割合
令和 6 年度	12 名	8 名	66.7%
令和 7 年度	15 名	7 名	46.7%

※ 会計年度任用職員を含む

III. 管理的地位にある職員(課長級以上)に占める女性職員の割合

年	管理職員数	うち女性	割合
令和 7 年	16 名	0 名	0.0%
令和 8 年	15 名	1 名	6.7%

※ 各年 4 月 1 日時点

IV. 各役職段階に占める女性職員の割合と伸び率

年	事務局長・次長級	課長級	課長補佐級	主幹
令和 7 年	0.0%	0.0%	12.1%	11.4%
令和 8 年	0.0%	11.1%	11.8%	8.3%
伸び率 (R7 年比)	—	11.1%	△0.3%	△3.1%

※ 各年 4 月 1 日時点

V. 平均した勤続勤務年数の男女の差異

年	女性(A)	男性(B)	差(A)-(B)
令和 7 年	14.6 年	19.1 年	△4.5 年
令和 8 年	15.6 年	18.9 年	△3.3 年

※ 各年 4 月 1 日時点

VI. 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

年度	常勤職員		会計年度任用職員	
	女性	男性	女性	男性
令和 6 年度	—	33.3%	—	—
令和 7 年度	100%	75.0%	—	—

※ 育児休業を取得開始した年度に計上

2. 男女別の育児休業取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	-	-
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	-	-
2週間以上1月以下	33.3%	0.0%	-	-
1月超3月以下	66.7%	0.0%	-	-
3月超6月以下	0.0%	0.0%	-	-
6月超9月以下	0.0%	0.0%	-	-
9月超12月以下	0.0%	100%	-	-
12月超24月以下	0.0%	0.0%	-	-
24月超	0.0%	0.0%	-	-

※ 会計年度任用職員については、取得対象者なし。

VII. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

年度	配偶者出産休暇	育児参加休暇	5日未満	5日以上
令和6年度	66.7%	66.7%	1名	2名
令和7年度	75.0%	25.0%	4名	0名

※ 令和7年度は暫定値（令和8年7月15日現在）

VIII. 職員（管理職以外）の各月ごとの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えた職員数

平均超過勤務時間【時間】

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	11.3	6.7	6.1	5.7	6.0	6.1	10.3	6.7	5.6	6.5	5.0	5.8
令和7年度	4.4	7.4	4.0	5.3	3.4	7.1	6.8	7.2	13.5	7.9	9.4	8.0

超過勤務の上限を超えた職員数【人】

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	1	2	-	-	-	-	6	2	2	-	-	-
令和7年度	-	1	-	-	-	2	1	1	1	1	-	3

※超過勤務の上限：36 協定で定める時間外勤務時間の上限